

土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第74号。以下「条例」という。）に基づき県が行う行政処分及び土砂等搬入禁止区域の指定に関し必要な事項を定め、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨に基づいた公正かつ適切な行政処分の実施等を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 土砂等 条例第2条第1号に規定する土砂等
- 二 埋立て等 条例第2条第2号に規定する埋立て等
- 三 崩落等 条例第2条第3号に規定する崩落等
- 四 埋立て等区域 条例第2条第4号に規定する埋立て等区域
- 五 行政処分 条例第20条及び同第21条の規定による不利益処分
- 六 土砂等の埋立て等の許可を受けた者 条例第7条、同第12条及び同第18条に規定する許可を受けた者をいう。
- 七 構造基準 条例第11条第4号に規定する基準をいう。
- 八 許可条件 条例第13条の規定により付された条件をいう。
- 九 欠格要件 条例第11条第1号に定める要件をいう。
- 十 土砂等搬入禁止区域 条例第23条に規定する区域をいう。

第2章 行政処分の基準

(措置命令等)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第20条の規定により、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し、それぞれ各号に定める内容の行政処分を行うものとする。

- 一 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があるとき
条例第20条第1項の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は土砂等の埋立て等の停止を命じるものとする。
- 二 無許可で土砂等の埋立て等が行われたとき
条例第20条第2項の規定により、土砂等の埋立て等に供された土砂等及び施設等の全部若しくは一部の撤去、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。
- 三 土砂等の埋立て等の許可を受けた者が完了又は廃止した土砂等の埋立て等について、災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていないとき
条例第20条第3項の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために

必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

四 許可を取り消された土砂等の埋立て等について、災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていないとき

条例第20条第3項の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

五 土砂等の埋立て等の許可を受けた者が行う土砂等の埋立て等が構造基準を満たしていないとき

条例第20条第4項の規定により、構造基準に適合するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は土砂等の埋立て等の停止を命じるものとする。

2 措置命令等の履行期限は、不適正な土砂等の埋立て等を結果として助長することのないよう、必要最小限の期間となるよう設定するものとする。

(許可の取消し等)

第4条 知事は、土砂等の埋立て等の許可を受けた者が条例第21条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等の埋立て等の許可を受けた者に対し、その土砂等の埋立て等の許可を取り消し、又は120日以内の期間を定めて土砂等の埋立て等の停止を命じる。

2 前項の規定により行う行政処分の内容は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当するときは、これらの行政処分を行わないことができる。

一 別表の1の項に掲げる違反行為以外の違反行為が行われた場合であって、行政指導によって改善が可能と見込まれるとき

二 土砂等の埋立て等を行う者として当該違反行為が違反行為に該当することを認識していなかったことについて、客観的に見てやむを得ないと認められる特別な事情があるとき

(行政処分を加重できる場合)

第5条 知事は、前条の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ずる場合において、その対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、停止を命ずる日数をそれぞれ別表右欄に定める日数に2を乗じた日数に加重することができる。

一 書面による行政指導を受けたにもかかわらず、改善措置を講じないとき

二 違反行為をしたことにより、過去3年以内に土砂等の埋立て等の停止命令を受けているとき

三 その違反行為によって引き起こされた土砂等の崩落等による災害の発生のおそれが特に大きいとき

2 前項の規定により算定した日数が60日を超えるときは、知事はその許可を取り消すものとする。

(許可取消し処分を軽減できる場合)

第6条 知事は、第4条に規定する違反行為が次の各号のすべての条件を満たす場合に限り、同条に規定する許可取消し処分を60日の停止処分に軽減することができる。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 違反行為に至った経緯及び違反行為の態様が悪質でないこと

- 二 違反行為によって生じた土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがない又は軽微であること
- 三 将来違反行為を繰り返すおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと

(複数の違反行為)

第7条 知事は、土砂等の埋立て等を行う者が行った複数の違反行為に対して本章の規定により行政処分を行うときは、各違反行為につき、本章の規定によって定められる行政処分のうち、最も重いものを適用する。

第3章 土砂等搬入禁止区域の指定

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第8条 知事は、条例第23条第1項又は同条第4項の規定により土砂等搬入禁止区域を指定するに際しては、人の生命、身体又は財産を害するおそれ及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための指定の必要性について、土砂等の埋立て等が行われている土地の地形、周辺の人家等の状況、道路への近接性、公共物、その他動産・不動産の有無、土砂等の埋立て等の状況等を勘案して総合的に判断するものとする。

第4章 雑則

(行政処分の手続き)

第9条 措置命令又は土砂等の埋立て等の停止命令を行う場合は、当事者に対して弁明の機会を付与する。

- 2 土砂等の埋立て等の許可の取消しを行う場合は、当事者に対して原則として聴聞を行う。
- 3 条例第20条に基づく措置命令について、土砂等の崩落等による災害が現に発生し、又はそのおそれが強く認められる場合は、聴聞及び弁明の機会の付与を省略することができる。

(公表)

第10条 知事は、条例第20条又は同第21条の規定により行政処分を行ったときは、同第28条第1項の規定により、次に掲げる事実を公表するものとする。ただし、当該事実に関し情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公表しないものとする。

- 一 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）。
 - 二 行政処分を行った日
 - 三 行政処分の内容
 - 四 行政処分の履行期限又は履行期間
 - 五 行政処分の根拠法令
- 2 前項の規定による公表は、報道機関への発表又は県のホームページに掲載する方法によ

て行うものとする。

- 3 第1項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、行政処分を行った時点で、当該行政処分の対象者が警察による捜査の対象となっている場合には、警察と協議の上、公表の時期を定めるものとする。
 - 一 許可の取消し 処分日の翌日から起算して3年が経過する日までの期間
 - 二 土砂等の埋立て等の停止 処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間
 - 三 前2号に該当しないもの 処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

(土砂等搬入禁止区域の指定に係る公示等)

第11条 知事は、第8条の指定をしたときは、条例第23条第2項の規定によりその旨を公示するほか、次に掲げる事項を報道機関への発表又は県のホームページへの掲載により公表するものとする。

- 一 土砂等搬入禁止区域の位置
- 二 土砂等搬入禁止区域の面積
- 三 指定の期間
- 四 指定の理由

2 知事は、第8条の指定を解除したときは、条例第25条第2項の規定により準用する同第23条第2項の規定によりその旨を公示するほか、次に掲げる事項を報道機関への発表又は県のホームページへの掲載により公表するものとする。

- 一 土砂等搬入禁止区域の指定を解除した区域の位置
- 二 土砂等搬入禁止区域の指定を解除した区域の面積

(土砂等搬入禁止区域に係る違反者の公表)

第12条 知事は、条例第24条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者について、同第28条第2項の規定により、次に掲げる事項を報道機関への発表又は県のホームページへの掲載により公表することができる。ただし、当該事実に関し情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公表しないものとする。

- 一 対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 条例第24条違反の事実
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による公表の期間は、当該指定が解除されるまでの期間で、かつ6ヶ月を超えない期間とする。

3 知事は、第1項の規定により公表しようとするときは、条例第28条第3項の規定により、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

4 前項の規定による意見の陳述は、意見陳述書（規則様式第14号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【別表】

項	許可取消し又は停止命令の要件	行政処分根拠条項	違反条項	行政処分の内容
1	許可不正取得※1	条例第21条第1項第1号	条例第7条, 第12条, 第18条	許可取消し
	欠格要件該当	条例第21条第1項第2号	条例第11条ホ又はへ	許可取消し
	申請者の法定代理人, 役員, 使用人の欠格要件該当	条例第21条第1項第3号	条例第11条トからリまで (同号ホ又はへに係るものに限る)	許可取消し
	土砂等の埋立て等の未着手(許可を受けた日から3年間)	条例第21条第1項第4号	—	許可取消し
	土砂等の埋立て等の休止※2	条例第21条第1項第5号	—	許可取消し
	条例第20条に基づく措置命令・停止命令違反	条例第21条第1項第9号	条例第20条	許可取消し
	条例第21条第1項に基づく停止命令違反	条例第21条第1項第9号	条例第21条	許可取消し
2	無許可変更	条例第21条第1項第6号	条例第12条	土砂等の埋立て等の停止60日
	許可条件違反	条例第21条第1項第7号	条例第13条	土砂等の埋立て等の停止60日
	標識の掲示・境界標の設置義務違反	条例第21条第1項第8号	条例第15条	土砂等の埋立て等の停止10日
	管理責任者設置義務違反	条例第21条第1項第8号	条例第14条	土砂等の埋立て等の停止10日
	土砂等管理台帳の作成・土砂等使用量報告義務違反	条例第21条第1項第8号	条例第16条	土砂等の埋立て等の停止10日

※1 許可の申請の際に許可申請書若しくはその添付資料に虚偽の記載をすること, 許可の審査に関する県の報告徴収や立入検査等に対し虚偽の回答をすること, 又は暴行, 脅迫その他の不正な行為により県の判断を誤らせた場合など, 偽りその他不正の手段により条例第7条の許可, 変更許可又は譲受け許可を受けた場合をいう

※2 正当な理由がある場合を除く